

漁業離職者求職手帳発給申請書

漁業離職者求職手帳の発給を受けたいので、下記により申請します。

昭和 年 月 日

申請者氏名



運輸局長 殿

記

ふりがな氏名			生年月日	明大昭	年 月 日	性別	男・女	
住所	郵便番号		電話番号					
離職前二年間における職歴	漁業者名(事業主名)	漁業名	就業期間					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
			年 月 日から 年 月 日まで					
		その期間中の主たる職種						
	その後の職歴			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで					
過職発給去者求職状況漁業手帳	今までに漁業離職者求職手帳の発給を受けたことが				有・無			
	発給を受けた地方運輸局名等	運輸局 公共職業安定所	失効理由	1 就職による。 2 その他				
	失効年月日	昭和 年 月 日		〔 〕				
備考								

必ず裏の注意事項を読んで記入してください。

#### 記入上の注意

- 1 欄は離職前2年間における職歴を、離職日に近いものから順に記入すること。この場合において同一漁業者の下において2以上の異つた業種の漁業に従事していた者については、その従事した漁業ごとに新しいものから順に記入すること。
- 2 欄中「漁業名」の項は、漁業に従事した期間についてはその従事した漁業の名称を、例えば「母船式捕鯨業」、「中型さけ・ます流し網漁業」というように記入し、漁業に従事せず船員(予備船員を含む。)として雇用されていた期間については、「船員」と記入すること。
- 3 欄は、漁船の隻数の縮減に係る漁業者を離職した後に新たに就職し、再び離職した者のみが記入すること。
- 4 欄は、今までに地方運輸局長又は公共職業安定所長から手帳の発給を受けたことが有る者のみが記入すること。
- 5 備考欄には、船員保険法に基づく失業保険金又は雇用保険法に基づく基本手当の支給を受けているか、あるいは受けることができる場合は、その旨を記入すること。

臨手

様式第2号

(日本工業規格B列4番)

漁業離職者離職証明書

氏名		生年月日		年 月 日 生	
住所		性 別		男 ・ 女	
就職年月日		船員保険被保険者番号		第 号	
離職年月日		船員保険の失業保険金の受給資格		有 ・ 無	
1 理由(具体的に)		離職時の職種			
2 漁船の隻数の縮減を実施した(する予定の)日 (返納、廃業届、失効通知、誓約書)				年 月 日	
離職者及び離職の状況					
離職前2～4年間における漁業従事状況					
期	間	漁船名	漁業名	職 種	職 種
年 月 日～年 月 日					
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・				
離職前の資金の支払状況等					

① 船員保険の被保険者の場合 (口)	離職した月前2か月間の船員保険 の標準報酬日額の平均額		船員保険法第33条の19第1項かつこ書 に該当する場合の標準報酬日額		円
	賃金	額	賃金	額	
賃金支払対象期間	基礎日数	(A)	(B)	計	
月 日 ~ 離職日	日	円	円	円	円
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
3月を超える期間毎に支払 られる賃金及び臨時の賃金	年 月 日	円	円	円	円
上記のとおり証明する。	金 額	円	円	円	円
昭和 年 月 日	(事業主氏名) (事業主氏名)				円
昭和 年 月 日	(離職者氏名)				円
上記の記載は相違ないと認める。					円
昭和 年 月 日	給付基礎日額	給付基礎日額		給付基礎日額	円
	算定基礎日額				円

- 注 1 欄中2については、該当するものを で囲むこと。
- 2 欄中2及び 欄は、母船式捕鯨業、母船式底びき網漁業(母船のみ)、母船式さけ・ます漁業(母船のみ)及び西部ベレーリング海ざわいがに漁業に従事していた者については、記入する必要がないこと。
- 3 母船式さけ・ます事業員については、 欄は離職前4年間とする。
- 4 欄は、離職者が離職日の前日において船員保険者であった場合は①欄に、それ以外の場合は②欄にそれぞれ所定の事項を記入すること。
- 5 の②欄に記入する者については①には月・週等を単位とする賃金(役員手当等役員として受けた報酬を除く。以下同じ。)を、②には時間・日・出来高・歩合等を単位とする賃金を記入すること。
- 6 家族従業者及び雇用労働者の身分を有しない漁業者の役員である離職者については 欄の記入は必要でないこと。
- また、漁船の隻数の縮減に係る漁業者以外の漁業者については、 、 及び 欄の記入は必要でないこと。
- 7 印欄には記入しないこと。

共同配乗(雇用)証明書

昭和 年 月 日

私共は、 漁業を営むに際して、漁船員を配乗(雇用)する場合には、相互に、所属漁船の操業期間、所属船員の構成等について協力し合つて、共同配乗(雇用)を行つていくことに相違ありません。

減船漁業者名(甲) 印

漁業者名(乙) 印

以上のことについて相違ないことを証明します。

甲に係る船員代表者名 印

乙に係る船員代表者名 印

漁業に係る漁業者団体の長等の氏名

印

- 注 1 漁業名は、政令に掲げる減船が実施された特定漁業名を記入すること。  
2 減船漁業者とは、特定漁業に従事していた漁船の減船を実施した者をいう。  
3 漁業者とは、漁業離職者が発生することとなつた漁業の事業主をいう。  
4 船員代表者とは、(甲)又は(乙)に現に雇用されており、船長漁撈長又はこれに準ずる者をいう。

七・七センチメートル

漁業離職者  
求職手帳

運 輸 省

十二・一センチメートル

(第1頁(表紙の裏))

(第2頁)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">訓練待期手当等 支給番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">就職指導担当官</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">地方運輸局名</td> <td style="width: 50%;">ふりがな</td> </tr> <tr> <td>公共職業安定所名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(1)</p>	訓練待期手当等 支給番号				就職指導担当官		地方運輸局名	ふりがな	公共職業安定所名	氏 名							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">割印</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">ベスト半載写真</td> <td style="text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">性別</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">明治 大正 年月日</td> <td style="text-align: center;">男・女</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="2" style="height: 40px;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定 期 出頭日</td> <td colspan="2">昭和 年 月 日から始まる 4週間目の 曜日 曜日 曜日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">発給年月日 昭和 年 月 日</td> </tr> </table>	割印		ベスト半載写真	番 号	.....号	ふりがな 氏 名	割印		生年月日	性別		明治 大正 年月日	男・女		昭和		住 所			定 期 出頭日	昭和 年 月 日から始まる 4週間目の 曜日 曜日 曜日		発給年月日 昭和 年 月 日		
訓練待期手当等 支給番号																																										
就職指導担当官																																										
地方運輸局名	ふりがな																																									
公共職業安定所名	氏 名																																									
割印																																										
ベスト半載写真	番 号																																									
	.....号																																									
	ふりがな 氏 名																																									
	割印																																									
	生年月日	性別																																								
	明治 大正 年月日	男・女																																								
	昭和																																									
住 所																																										
定 期 出頭日	昭和 年 月 日から始まる 4週間目の 曜日 曜日 曜日																																									
発給年月日 昭和 年 月 日																																										

(職 歴)		名 称	
事業所	所在地		
離職年月日	昭和	年	月 日
職 種 等			
事業所	名 称		
事業所	所在地		
就 職 年 月 日	昭和	年	月 日
離 職 年 月 日	昭和	年	月 日
職 種 等			
(船員失業保険・雇用保険)			
受給資格決定年月日	昭和	年	月 日
受給期間満了年月日	昭和	年	月 日
所 定 給 付 日 数			
延 長 給 付 日 数			
受 給 終 了 年 月 日	昭和	年	月 日
失業保険金(傷病給付金)			円
基本手当(傷病手当)			円
(船員保険法による傷病手当金等)			
給付の名称	給 付 期 間		
	昭和	年 月 日 ~	昭和 年 月 日
	昭和	年 月 日 ~	昭和 年 月 日

(職業訓練)		指 示 年 月 日	昭和	年	月 日
訓練(講習)施設名					
訓練 職 種					(昼・夜)
入 所 年 月 日		昭和	年	月 日	
訓 練 期 間					
終 了 年 月 日		昭和	年	月 日	
技能習得手当の額		日額			円
(訓練待期手当)					
支給開始年月日		昭和	年	月 日	
期間満了年月日		昭和	年	月 日	
支 払 日					
手 当 の 日 額					円
改 正		年	月 日		円
改 正		年	月 日		円
(就職活動手当)					円
(就職促進手当)					
支給開始年月日		昭和	年	月 日	
期間満了年月日		昭和	年	月 日	
支 払 日					
手 当 の 日 額					円
改 正		年	月 日		円
改 正		年	月 日		円

(第5頁)

就職指導及び訓練待期手当支給の状況			
月日	記	事	確認印
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			

(5)

(第6頁～第10頁)

月日	記	事	確認印
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			

(6)

(第11頁及び第12頁)

予 備 欄

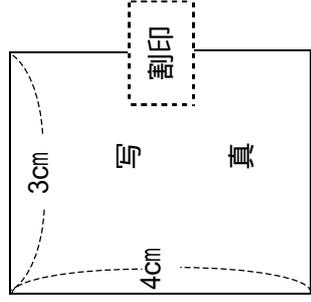
注 意 事 項	
<p>1 就職指導を受けるとき及び訓練待期手当又は就職促進手当の支給を受けるときは、この手帳を提出して下さい。</p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、(1)及び(2)については事実のあった後の最初の出頭日までに、(3)については事実のあった後の最初の支払日までにその旨を届け出て下さい。</p> <p>(1) 氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 就職したとき。</p> <p>(3) 訓練待期手当又は就職促進手当の支給を受けている期間中に就職、内職等により収入があつたとき。</p> <p>3 地方運輸局長又は公共職業安定所長が次のいずれかに該当すると認めるときは、手帳は失効し、就職指導及び訓練待期手当又は就職促進手当の支給を受けることができなくなります。</p> <p>(1) 労働の意思又は能力を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 新たに安定した職業についたとき。</p> <p>(3) 正当な理由にもかかわらず、就職指導を2度受けなかつたとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正の行為により訓練待期手当、就職促進手当、技能習得手当、その他の給付金若しくは船員保険の失業保険金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>4 正当な理由がないにもかかわらず、出頭日に出頭しないときは、訓練待期手当又は就職促進手当の支給を受けることはできません。</p> <p>5 次のいずれかに該当するときは、その日から起算して1月間は、訓練待期手当又は就職促進手当の支給を受けることはできません。</p> <p>(1) 正当な理由がないにもかかわらず、地方運輸局長又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを拒んだとき。</p> <p>(2) 再就職の促進に関する地方運輸局長又は公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。</p> <p>6 手帳の有効期限が経過したとき及び前記3により手帳が失効したときは、速やかに手帳を返納して下さい。</p> <p>7 この手帳を紛失したとき及びびき損して用にななくなつたときは、速やかに再交付を受けて下さい。</p> <p>8 訓練待期手当又は就職促進手当の支給又は返還に関する処分に不服があるときは、その処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に運輸大臣に対して審査請求をすることができます。</p>

漁業離職者求職手帳発給台帳

手帳発給番号

号

漁業離職者求職手帳発給申請受理年月日		昭和	年	月	日
ふりがな 氏名	性別	男・女	発給根拠条項		
	住所	電話	国際協定の締結等に 伴う漁業離職者に関 する臨時措置法		
生年月日	年月日	年月日	郵便番号		
船員失業保険支給番号	第 号				
雇用保険基本手当支給番号	第 号				
就職指導担当官		第 4 条			



氏名	性別	続柄	年齢	扶養親族 就業の有無	手帳発給関係		再交付年月日	公共職業安定所 へ移管	失効年月日	失効理由	定期出頭日	
					発給年月日	有効期間						
	男女			有	年	月	日	年	月	日	曜	
	男女			有	年	月	日から	先 公共職業安定所 移管	年	月	日	曜
	男女			有	年	月	日	失効通知年月日	年	月	日	曜
	男女			有	年	月	日	返納年月日	年	月	日	曜
	男女			有	(具体的に)						曜	
	男女			有	(根拠条項) 法第4条第4項第 号						曜	
	男女			有	年	月	日	理由	減失・き損	曜	曜	
	男女			有	年	月	日	理由	減失・き損	曜	曜	







漁業離職者求職手帳不発給通知書

第 号  
昭和 年 月 日

殿

運輸局長 印

あなたから申請のあつた漁業離職者求職手帳は、下記の理由により発給しないこととしたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、運輸大臣に対して審査請求をすることができます。

記

根 拠	理 由
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 第4条第1項第 号	

漁業離職者求職手帳失効通知書

第 号  
昭和 年 月 日

殿

運輸局長 印

昭和 年 月 日あなたに発給した漁業離職者求職手帳は、下記の理由により昭和 年 月 日から失効しましたので通知します。

なお、上記手帳は、昭和 年 月 日までに当運輸局へ返納願います。

おつて、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、運輸大臣に対して審査請求をすることができます。

根 拠	理 由
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法  第4条第4項第 号	

漁業離職者求職手帳再交付申請書

漁業離職者求職手帳を滅失  
き損したので、下記のとおり再交付の申請をします。

昭和 年 月 日

氏 名 ①  
申請者  
住 所

運輸局長 殿

記

滅失し、又はき損した手帳に関する事項	発給を受けた 地方運輸局名	運輸局
	発給を受けた 年 月 日	年 月 日
滅失し、又はき損した理由		

漁業離職者再離職証明書

下記の者が、当事業所を離職したことを証明します。

昭和 年 月 日

事業主氏名



運輸局長 殿

記

氏名		生年月日	明 大 昭	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女
住所						
就職年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日			
離職理由						